

第22号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の115」を「100分の110」に、「100分の135」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の60」を「100分の55」に、「100分の75」を「100分の70」に改める。

第25条第2項中「100分の67.5」を「100分の65」に改める。

附則に次の1項を加える。

12 当分の間、第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。)のうち、その職務の級が4級である者であってその号給が4級における最低の号給でないもの(以下この項において「特定教育職員」という。)の給料月額は、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日)以後、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教育職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、4級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定教育職員の給料月額から4級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400

	38	218,100	278,400	348,100	405,000
	39	219,900	281,000	350,300	406,400
	40	221,700	283,600	352,500	407,900
	41	223,600	286,100	354,700	409,600
	42	225,400	288,700	356,800	411,000
	43	227,200	291,200	358,900	412,400
	44	229,000	293,700	361,000	414,000
	45	230,900	296,000	363,100	415,700
	46	232,600	298,700	365,200	417,000
	47	234,300	301,400	367,200	418,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200
	49	237,600	306,600	371,200	421,900
	50	239,300	309,100	373,100	423,300
	51	241,000	311,600	375,100	424,900
	52	242,700	314,100	377,100	426,500
	53	244,100	316,500	379,100	428,200
	54	245,800	318,700	380,900	429,700
	55	247,400	320,900	382,700	431,300
	56	249,100	323,100	384,500	432,900
	57	250,600	325,400	386,200	434,500
	58	252,200	327,600	387,900	436,100
	59	253,800	329,800	389,600	437,600
	60	255,400	331,900	391,300	439,200
	61	257,000	334,100	392,600	440,800
	62	258,600	336,300	394,000	442,400
	63	260,200	338,500	395,400	443,900
	64	261,700	340,700	396,700	445,500
	65	263,200	342,900	398,100	447,200
	66	264,900	345,100	399,400	448,700
	67	266,500	347,300	400,800	450,300
	68	268,200	349,500	402,200	451,900
	69	269,700	351,500	403,700	453,500
	70	271,200	353,600	405,000	455,100
	71	272,700	355,700	406,400	456,700
	72	274,200	357,800	407,800	458,300
	73	275,500	359,600	409,100	459,800
	74	276,900	361,500	410,500	460,800
再任用	75	278,300	363,500	411,900	461,800
教育職	76	279,700	365,400	413,300	462,800
員以外	77	281,100	367,400	414,500	463,600
の教育	78	282,300	369,100	415,800	
職員	79	283,500	370,800	417,100	
	80	284,700	372,500	418,500	

81	286,000	374,200	419,900
82	287,200	375,700	421,200
83	288,400	377,200	422,400
84	289,600	378,700	423,700
85	290,900	379,800	425,000
86	292,100	381,200	426,200
87	293,300	382,600	427,400
88	294,500	384,000	428,600
89	295,700	385,300	429,700
90	296,900	386,600	430,800
91	298,100	387,900	431,900
92	299,300	389,200	433,000
93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	

125	324,400	419,100			
126	324,800	419,600			
127	325,200	420,100			
128	325,600	420,600			
129	325,900	421,000			
130	326,300	421,500			
131	326,700	422,000			
132	327,100	422,500			
133	327,300	422,900			
134	327,500	423,400			
135	327,800	423,900			
136	328,100	424,400			
137	328,400	424,800			
138	328,600				
139	328,900				
140	329,200				
141	329,400				
142	329,700				
143	330,000				
144	330,300				
145	330,600				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用 教育職 員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける教育職員については、この表に定める給料月額（その職務の級が3級である教育職員は、この表に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額）に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年島根県条例第77号) の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「受ける給料月額」の次に「 (給与条例附則第12項本文の規定の適用を受ける教育職員 (以下この項において「特定教育職員」という。) にあつては、給与条例第 4 条第 1 項の規定により定められる額) 」を、「には」の次に「、平成27年 3 月31日までの間」を、「相当する額」の次に「 (特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)) から、その額に附則別表第 4 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額」を加え、同項第 1 号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第 2 号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附則別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 4

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	100分の25
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで	100分の50
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	100分の75

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(平成24年 4 月 1 日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)
- 2 この条例の施行の前日に55歳に達した教育職員に対する第 1 条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成24年島根県条例第 号) の施行の日」と、「55歳に達した日後にお

ける最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。